



空家を売りたい人・貸したい人、買いたい人・借りたい人へ～

「鞍手町空家バンク」を利用してみませんか？

空家バンクは、空家の売却・賃貸を希望する所有者から物件の情報を町に登録してもらい、登録した物件を町公式ホームページ等で紹介する制度です。詳しくはお問い合わせください。

空家を売りたい人・貸したい人（所有者）

空家を買いたい人・借りたい人（利用希望者）

●必要な書類

- ①登録申込書・登録カード（要綱第4条）
- ②課税通知書の写し
- ③身分を証明するもの（運転免許証の写し）
- ※登録した内容を変更、抹消する場合は変更届出書、登録抹消届出書の提出が必要です。

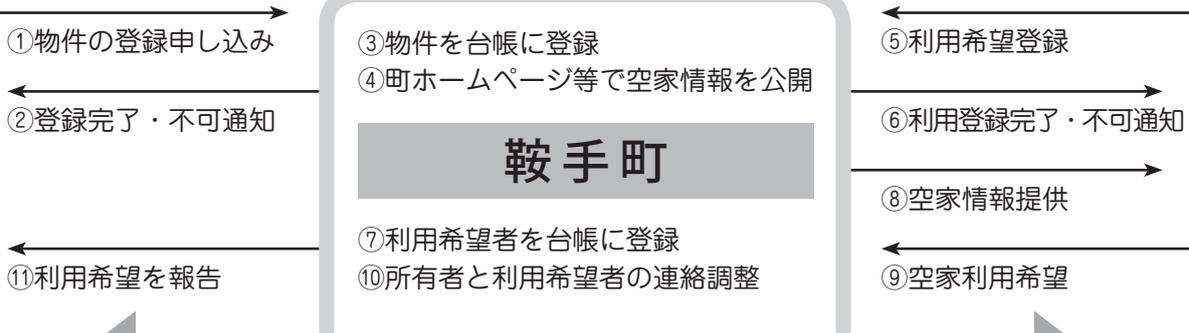
- ①利用希望登録申請書・誓約書（要綱第8条）
- ②身分を証明するもの（運転免許証の写し）
- ※登録した内容を変更する場合は変更届出書の提出が必要です。

※状況により、別途必要な書類を提出していただく場合があります。
※空家バンクに登録する物件（売却・賃貸）は一定の基準を満たしている必要があります。

■注意事項！

鞍手町空家バンクでは、情報の紹介や必要な連絡調整は行いますが、所有者と利用希望者の間で行う物件の売却・賃貸に関する交渉・契約に関する仲介行為は行いません。また、契約後のトラブル等についても当事者間で解決をお願いします。

●空家バンク利用の流れ



当事者間で直接交渉

仲介者を介さない場合は、当事者間で交渉・契約を行ってください。
登録時に直接交渉か間接交渉かを選択することができます。



協定

仲介事業者

公益社団法人
福岡県宅地建物取引業協会筑豊支部



平成29年4月13日、公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会筑豊支部と鞍手町は「鞍手町空家バンクに関する連携協定」を締結しました。



仲介事業者（筑豊支部会員）による間接交渉

※契約交渉を仲介業者へ依頼した場合は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）等の関係法令に基づき仲介報酬が発生します。

●問い合わせ 鞍手町役場政策推進課政策係 ☎ 0949-42-2111（内線 383・384）